

## 5 危機的な財政状況に対応した地方税財政措置について

(財務省、総務省)

### 【内容】

- (1) 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税については、地方消費税率の引上げ時期に併せて確実に廃止し、地方法人特別税を地方税として復元すること。また、法人住民税法人税割の国税化を行わないこと。
- (2) 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を増額確保し、平成25年度までの措置とされている臨時財政対策債を廃止するため、国税五税の法定率の引上げ等による地方交付税総額を増額を図ること。

### (背景)

平成20年度税制改正において、地域間の財政力格差の縮小の観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部が国税化され、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税が創設された。この措置は、受益と負担という税負担の原則に反し、また、地方分権改革の流れに逆行するものであり、企業誘致、地域経済活性化へのインセンティブを損なうものでもある。偏在性の小さい地方消費税の税率の引上げは、税源の偏在を縮小させる方向に働くため、国はこの機を捉え、この暫定措置を即時に廃止して地方税に復元すべきである。

また、現在、国において検討されている法人住民税法人税割の国税化については、地方分権改革に逆行するなど法人事業税の一部国税化と同様の問題をはらんでいる。さらに、地方交付税の不交付団体の多い本県においては、減収をきたす市町村が確実に生じるばかりか、今後の制度設計いかんによっては、交付団体においてすら、住民サービスを支える一般財源の増額にはつながらない可能性があることも大いに懸念されるところであり、反対である。

「当面の財政健全化に向けた取組等について - 中期財政計画 - 」(平成25年8月8日閣議了解)では、地方財政については、歳出特別枠等のリーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく必要があるとされた。

しかしながら、本県においては、平成20年秋以降の世界的な経済危機により、県税収入が2年間で約5,000億円という、過去に経験のない急激な減収に見舞われた状況から、未だ大幅な回復に至っていない。一方で、扶助費や公債費といった義務的経費が確実に増加しており、厳しい財政状況が続いている。

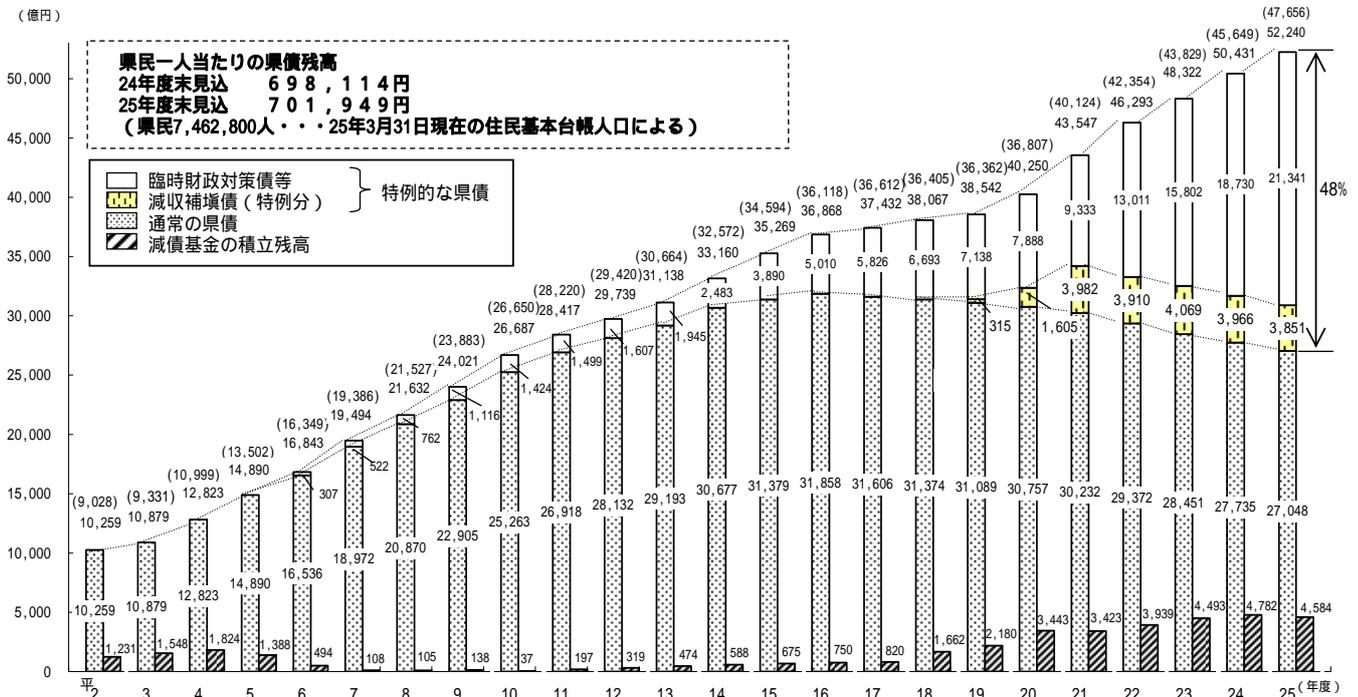
また、同計画では、地方の一般財源の総額については、平成26年度及び平成27年度において、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとされたが、今後も全国的に社会保障関係経費を始めとする義務的経費が増加し続ける傾向にあることを踏まえると、地方が安定的な財政運営を行うには、地方一般財源総額を増額確保することが是非とも必要である。

本県においては、平成22年度の臨時財政対策債の算定方法の変更により、地方交付税額に比して臨時財政対策債発行可能額の割合が非常に大きく、県債残高の大幅な増加の要因となっている。また、残高及び償還額の累増は、地方財政全体の持続可能性の観点からも大きな課題となっている。

臨時財政対策債は、地方財政法上、平成25年度までの措置とされており、財源不足額の補填は、地方交付税法第6条の3第2項の趣旨によれば、本来、地方交付税の法定率の引上げによらなければならないことから、臨時財政対策債を廃止するため、国税五税の法定率の引上げ等により地方交付税の原資を拡充することが不可欠である。

( 参 考 )

愛知県の県債残高の推移



(注) 平成23年度までは決算額。平成24年度は決算見込額、平成25年度は当初予算ベース。  
 白抜きは、臨時財政対策債、減収補填債、臨時税収補填債、退職手当債、調整債の計としている。  
 県債残高の( )は、減債基金の積立残高を控除した額。

愛知県の普通交付税と臨時財政対策債の推移

(単位: 億円)

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
普通交付税 A	(不交付) 0	406	522	525	559	643
臨時財政対策債 B	682	1,378	3,826	2,899	3,152	2,848
計 C = A + B	682	1,784	4,348	3,424	3,711	3,491
臨時財政対策債の割合 B / C	100.0%	77.2%	88.0%	84.7%	84.9%	81.6%

当初算定ベース。